



Green International Technical College

The No. 1 ESL IELTS TOEIC College

FORMERLY CNC LANGUAGE CENTER, INC.

TEL: 033-336-3470

PUNTA VILLA RESORT STG. NIÑO SUR AREVALO ILOILO CITY, PHILIPPINES

AFFS NO. AFF-04-037

GITC 留学プログラム約款（2020年3月改定）

留学プログラム約款に同意いただきお振込くださいませ。

第1条（約款）

申し込み希望者は、本約款を承諾の上、Green International Technical College 日本事務局：ジェストアジア 株式会社（以下「当社」）に対し、本約款に含まれる各種サービス（以下「留学プログラム」）を申し込みます。ただし引き受けにおいて別途定める「留学プログラム特約」の適用を条件とする場合があります。結果として希望する手配ができなかった場合でも、第6条（免責事項）によりお預かりするプログラム費用は返金しません。

第2条（契約の申し込みと成立）

本約款における申し込み希望者による留学プログラム契約の申し込みと成立は、申し込み希望者が、当社に対して本約款に基づき、所定の「プログラム申し込み書」を作成・提出し、その契約を当社が承諾の上、プログラム費用を受領確認したときをいいます（当社が申し込みを承諾した申し込み希望者を以下「申し込み者」といいます）

第3条（拒否事由）

当社は、申し込み者から、本約款に基づく留学プログラムの申し込みがあった場合、次に定める事由の一つあるいは複数認められるときは、申し込み者からの申し込みをお断りすることがあります。

(1) 申し込み者がGreen International Technical Collegeの申し込み手続きの期限までに、留学手続きが完了できる見通しが無いとき。

(2) 申し込み者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、留学プログラムの参加に不適切であると当社が認めるとき。

(3) 参加同意事項を遵守できないとき（その一部を例示します）。

①現地の法令を守ること。

②教育機関や宿泊機関の規則・指示に従うこと。

③無断外泊、喫煙、飲酒、禁止薬物の使用はしないこと。

第4条（支払い）

申し込み者は、留学プログラム費用及び航空券代金を当社が指定する期日までに当社指定の口座に振り込み頂いております。

第5条（申し込み後の変更、取消、返金）

申し込み者が、申し込み後に留学プログラム契約を解約する場合、当社は本約款の定めに基づき、申し込み者に対する取消並びに返金等の手続きを行います。当社に対するキャンセル料や渡航手配手続きにかかる航空会社に対するキャンセル料等、留学プログラムの解約に伴い発生する費用及び損失については申し込み者の負担とします。

申し込み者はいつでも契約を解除することができますが、その場合その準備過程に応じて留学プログラム費から以下の金額を返金します。

<出発前>

(1) 申込日から出発日の前日から起算して60日前まで：

登録金

(2) 出発日の前日から起算して59日にあたる日から30日前まで：

登録金 + 10,000円

(3) 出発日の前日から起算して29日にあたる日から出発日前日まで：

登録金 + 20,000円

<出発後>

ご返金は留学期間が8週間以上残っている場合に限りです。

入学後にキャンセルされる場合には残存期間によって返金額が異なります。

- ・総留学期間30%未満の経過取り消し：
取り消し申請の翌週から終了予定日までの期間の費用の30%を返金。
- ・総留学期間30%以上の経過取り消し：
払戻しは一切ございません。

返金は三菱東京UFJ銀行TTBレートにて換算し、日本円で指定口座にお振込致します。
返金及び送金に伴う送金手数料は申込者の負担とします。

※航空券代金に関してはお振込後のご返金は行っておりませんのでご了承くださいませ。

※航空券代金お振込後のパスポート情報の変更は別途費用が発生致します。

※航空券代金に関してはお振込後のご返金は行っておりませんのでご了承くださいませ。

※航空券代金お振込後のパスポート情報の変更は別途費用が発生致します。

第6条（免責事項）

(1) 次に例示するような当社の責によらない事由により、申し込み者が留学できなかった場合及び出発日時が変更になった場合には、一切その責任を負いません。

①申し込み者がパスポートまたはビザを取得できず、あるいは渡航先国に入国拒否された場合。

②ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。

③天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、伝染病、日本または外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、申し込み者の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他不可抗力による場合。

④留学期間中に個人的需要での購入物品・サービス関係での事故が発生した場合。

⑤当社及び公共交通機関においてストライキが発生し、授業が提供できない場合。

⑥申し込み者が、本約款に違反した場合。

(2) 前項各号に基づき当社の責によらず留学できなかった場合、当社を介さず申し込み者自身で手配された航空券やホテル等の費用ならびにその取消や変更に伴う手数料等は申し込み者の負担となります。

(3) 申し込み者は渡航後、申し込み者の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは当社の規則に違反した場合の責任、損害等は申し込み者個人の負担となり、当社はその責任を一切負いません。留学中のスポーツ等による事故は、申し込み者本人の責となり、また、特定のスポーツを行うにあたり保険の特約が必要な場合は、申し込み者本人の責において加入手続きを行っていただきます。

以上の免責事項に該当する場合、プログラム費用、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、既に当社に支払い済みの費用については一切返金されません。

第7条（損害の負担）

当社は、当社の責によらない事由により申し込み者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いません。

第8条（個人情報の取扱いについて）

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）において申し込み者の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、管理、照会、開示、変更、利用停止、削除等について以下の通り取り扱います。

(1) 個人情報の取得及び利用について

当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

(2) 個人情報の利用目的について

①申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号、職業、勤務先または身分証明書等の個人情報のご提供をお願いします。これらは、申し込み者がお申し込みいただいた留学プログラムにおいて運送の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で、運送機関に対し申し込み者の氏名、身分証明書番号等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

②当社は、留学・旅行中に傷病があった場合に備え、申し込み者の海外渡航中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、申し込み者に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。申し込み者は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(3) 個人情報の管理について

当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報を持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申し込み者が提供した個人情報の内容を、申し込み者の同意を得ずして変更することはしません。さらに、情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。

(4) 個人情報の照会・開示・変更・利用停止・削除について

当社は、申し込み者が自己の個人情報について、照会・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報の提供者本人であることを確認させていただきます。

(5) 個人情報保護管理者

当社では、個人情報保護管理者を次の通り定めています。日本事務局：浜浦
連絡先：050-5897-9991（代）平日のみ10：00～18：00）

第9条（約款の変更）

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第10条（準拠法）

本約款は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。